

令和7年度 市税改正のあらまし

令和7年度地方税法等の一部改正に伴う、市税に関する主な内容をお知らせします。

個人住民税【令和7年分所得に係る令和8年度課税分から適用】

①給与所得控除の最低保障額を引き上げ

➡引き上げ後65万円（現行55万円）

※適用される給与収入は190万円まで。超えた場合は変更なし

例 給与以外の収入がない単身者の場合

給与収入110万円以下の場合に個人住民税が非課税（現行100万円以下）

② **新設** 特定親族特別控除

対象の子どもがいる親などが控除を受けられる制度です。

対象 同一生計内の子どもが次の全てに該当する親など

● 19歳以上23歳未満

● 合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入で123万円超188万円以下）

控除額 3万円～45万円

③人的控除等に係る所得要件を一部引き上げ

● 配偶者控除 同一生計内の配偶者の合計所得金額

● 扶養控除 同一生計内の親族等の合計所得金額

● ひとり親控除 同一生計内の子の総所得金額等

● 雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等

➡引き上げ後58万円以下（現行48万円以下）

● 勤労学生控除 納税義務者本人の合計所得金額

➡引き上げ後85万円以下（現行75万円以下）

● 家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額

➡引き上げ後65万円（現行55万円）

軽自動車税

新設 原動機付自転車の税率区分

原動機付自転車の車両区分の新設に伴い、当該原動機付自転車に係る税率区分を新設しました。

対象 総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下の原動機付自転車

軽自動車税種別割の税率 2,000円